事故	報告先	
	電気事業者	自家用電気工作物を設置する者
一～三　［略］	［略］	［略］
四　次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故 イ～ヘ　［略］ ト　出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上の蓄電所 チ～ヌ　［略］	［略］	［略］
五　次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故（第一号、第三号及び第九号から第十一号までに掲げるものを除く。） イ～ハ　［略］	［略］	［略］
六　［略］	［略］	［略］
七　出力十万キロワット以上の蓄電所に係る七日間以上の放電支障事故	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
八　供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障事故であつて、その支障時間が一時間以上のもの、又は供給支障電力が七万キロワット以上十万キロワット未満の供給支障事故であつて、その支障時間が十分以上のもの（第十号及び第十二号に掲げるものを除く。）	［略］	［略］
九　供給支障電力が十万キロワット以上の供給支障事故であつて、その支障時間が十分以上のもの（第十一号及び第十二号に掲げるものを除く。）	［略］	［略］
十～十四　［略］	［略］	［略］

2　前項の規定による報告は、事故の発生を知つた時から二十四時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故が発生した電気工作物並びに事故の概要について、電話等の方法により行うとともに、事故の発生を知つた日から起算して三十日以内に様式第十三の報告書を提出して行わなければならない。ただし、前項の表第四号ハに掲げるもの又は同表第八号から第十三号までに掲げるもののうち当該事故の原因が自然現象であるものについては、同様式の報告書の提出を要しない。

［同上］	［同上］	
一～三　［略］	［略］	［略］
四　［同上］ イ～ヘ　［略］ ［新設］ ト～リ　［略］	［略］	［略］
五　次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故（第一号、第三号及び第八号から第十号までに掲げるものを除く。） イ～ハ　［略］	［略］	［略］
六　［略］	［略］	［略］
［新設］	［新設］	［新設］
七　供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障事故であつて、その支障時間が一時間以上のもの、又は供給支障電力が七万キロワット以上十万キロワット未満の供給支障事故であつて、その支障時間が十分以上のもの（第九号及び第十一号に掲げるものを除く。）	［略］	［略］
八　供給支障電力が十万キロワット以上の供給支障事故であつて、その支障時間が十分以上のもの（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）	［略］	［略］
九～十三　［略］	［略］	［略］

2　前項の規定による報告は、事故の発生を知つた時から二十四時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故が発生した電気工作物並びに事故の概要について、電話等の方法により行うとともに、事故の発生を知つた日から起算して三十日以内に様式第十三の報告書を提出して行わなければならない。ただし、前項の表第四号ハに掲げるもの又は同表第七号から第十二号に掲げるもののうち当該事故の原因が自然現象であるものについては、同様式の報告書の提出を要しない。